

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

このお知らせは、予防接種法に基づく、高齢者肺炎球菌予防接種の対象となる方にお送りしています。令和5年度に65歳に到達した（する）方で、過去に一度も接種をしたことがなく、接種を希望する方は、次の接種期間内に接種をすることができます。

なお、この通知を受け取られた方であっても、自費を含めて過去に高齢者肺炎球菌のワクチンを接種したことがある方は、助成の対象外です。

【接種期間】 令和6年4月1日から満66歳になる誕生日の前日まで

【接種対象者】 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方

【接種費用】 4,500円

※市民税非課税世帯と生活保護受給世帯の人は接種が無料です。（医療機関の窓口で次のいずれかの証明書の提示が必要です。）

・市民税非課税世帯の人

①呉市肺炎球菌予防接種無料券

（事前に「呉市高齢者肺炎球菌予防接種無料券交付申請書」を地域保健課へご提出ください。課税状況を確認後、該当者には無料券を改めて送付します。）

②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

③介護保険負担限度額認定証

④社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

⑤介護保険特定負担限度額等認定証

・生活保護受給世帯の人

①被保護者証明書

②被保護者証明書（緊急時受診用）

【接種場所】 呉市内の高齢者肺炎球菌予防接種協力医療機関 要事前予約

※呉市外の医療機関で予防接種を希望される場合は、事前に手続が必要になりますので、接種前に地域保健課に連絡してください。

【持参する物】 呉市高齢者肺炎球菌予防接種券・健康保険証・健康手帳（持っている方）

接種する際には必ず、医療機関において、説明書をお読み頂き、ワクチンの効果や接種後に起こる可能性のある副反応について理解したうえで、医師に相談して接種を受けてください。（説明書と予診票は医療機関にあります。）

高齢者肺炎球菌予防接種券は令和5年7月に郵送しています。紛失された人は、改めて交付しますので地域保健課に連絡してください。

【他のワクチンとの接種間隔】

新型コロナウイルスワクチンを接種した（する）場合は14日以上間隔をおいてください。

なお、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンは同時接種可能です。（要医師と相談）

お問い合わせ先：呉市保健所 地域保健課 TEL(0823)25-3525